

**「持分法に関する会計基準（案）」及び
「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」
に関するコメント**

2007 年 12 月 17 日
(社)日本経済団体連合会
経 済 第 二 本 部

当会の会員企業より以下のコメントが寄せられておりますので、提出いたします。

<「持分法に関する会計基準（案）」へのコメント>

○第 15 項

本項の記載は、現行の連結財務諸表原則第四の八の 3 と同じではあるが、株式以外の出資形態(例えば出資金勘定…中国、オランダが多い)をとる関連会社も存在するため、「当該会社の株式」は「当該会社に対する投資」などの表現に変更することが適切である。

○第 16 項

非連結子会社及び関連会社に対する投資については、現行の連結財務諸表規則第 30 条 2 項では貸借対照表の注記事項として規定されている項目である。したがって、会計基準では「他の項目と区分して記載する」ことを「注記による記載」と並列に規定しない方が良いのではないか。

また、そもそも重要性によって持分法の適用対象としない非連結子会社及び関連会社があることから、「持分法に関する会計基準」の中で表示方法として規定すべきものではないとも考えられる。仮に、規定する場合、基準案が持分法を適用している非連結子会社・関連会社に対する投資のみの開示を求めているのであれば、その旨、必要性および現行規則(財規等)との整合性を明らかにすべきである。

○その他

いわゆる投資差額について、従来、持分法の場合は「連結調整勘定相当額」という名称が使われており、連結の「連結調整勘定」と同様に会計処理するとされていたが、基準案では、「連結調整勘定相当額」、「連結調整勘定」といった区分を行わず、全て「のれん」と記述されている。しかし、貸借対照表における取扱い(持分法は簿外)、損益計算書における取扱い(持分法は償却額が持分法投資損益に含まれる)を考えると、例えば「のれん相当額」との表現を使用したほうが良いのではないか。

＜「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」へのコメント＞

○本実務対応報告の考え方 （2）関連会社に固有の当面の取扱い

「統一のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難」の例示に関し、在外関連会社の場合の記述があるが、国内関連会社の場合も在外関連会社の場合と同様であるので、「在外関連会社の場合で」を削除するなどの修正を行うべきである。また、対等な立場での合弁会社の場合にも同様な困難性があることを考慮していただきたい。

上記を含め、通常、「統一のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難」と考えられるケースについては、実務において作成者と監査人との間で認識の相違が生じないように、具体的に例示すべきである。

以 上